

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

議第1348号 中里三丁目特別緑地保全地区

特別緑地保全地区

→ 都市緑地法に基づき定める地域地区

都市緑地法の目的

都市における緑地の保全及び緑化の推進に 関し必要な事項を定めることにより、良好 な都市環境の形成を図り、もって健康で 文化的な都市生活の確保に寄与することを 目的とする

【都市緑地法第1条】

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区の指定要件
(次のいずれかに該当するものを指定)

都市計画区域内にある

- 1 公害又は災害等の防止等に資する緑地
- 2 伝統的又は文化的意義を有する緑地
- 3 地域住民の健全な生活環境の確保に必要かつ

「イ 風致、景観が優れた緑地

しロ 動植物の生息地、生育地となる緑地

【都市緑地法第12条】

横浜市 水と緑の基本計画

【平成18年12月策定】

【平成28年6月改訂】

(計画期間:2006-2025年度)

●重点的な取組

横浜みどりアップ計画

【平成30年11月策定】

(計画期間:2019-2023年度)

緑地保全制度による 指定の拡大など、 樹林地の確実な保全 の推進

これまでに指定した特別緑地保全地区

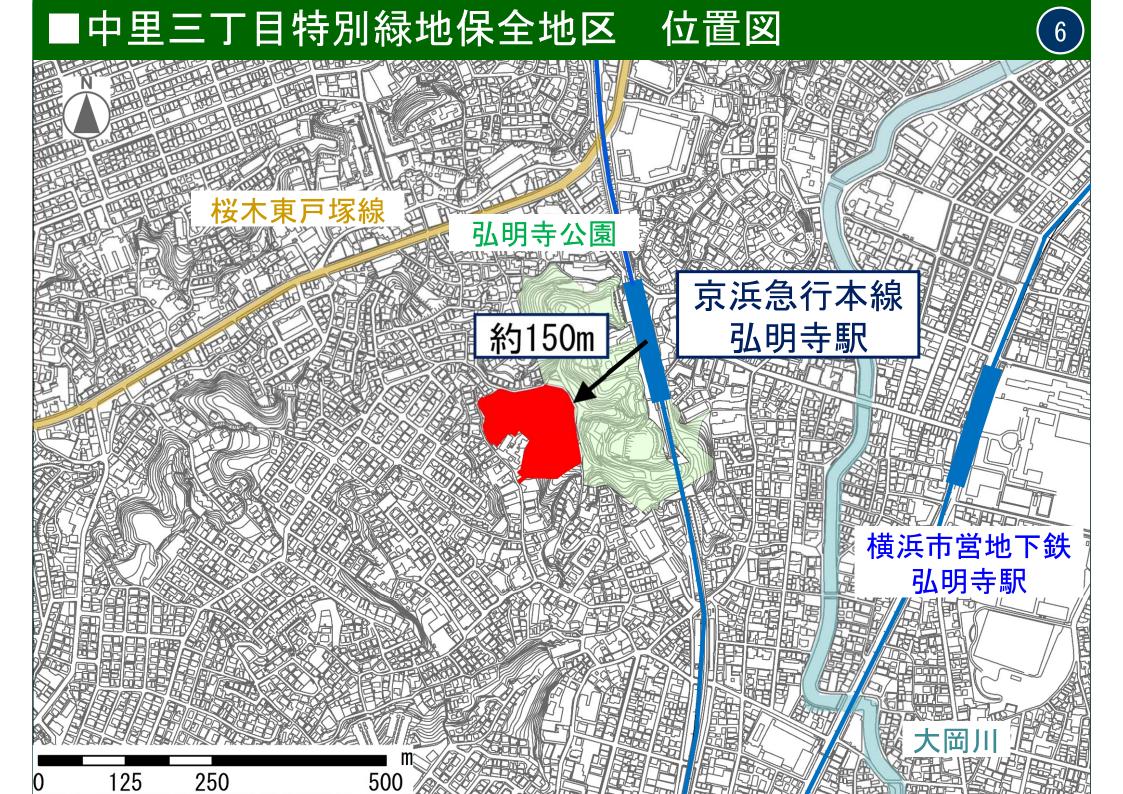
172地区 約522. 4ha (令和3年12月3日現在)



赤字:決定











■中里三丁目特別緑地保全地区 航空写真





■中里三丁目特別緑地保全地区 現況写真(遠景)





■中里三丁目特別緑地保全地区 現況写真(近景)

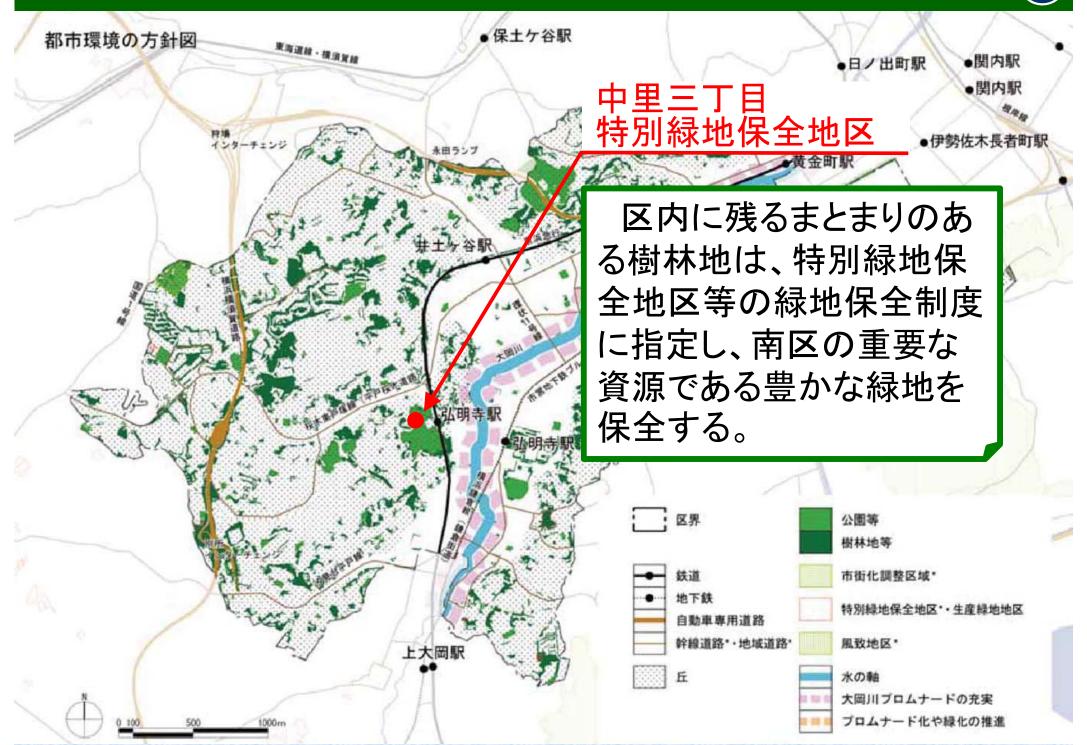
■横浜市水と緑の基本計画での位置付け

弘明寺・別所の丘

中里三丁目 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区や 市民の森などの緑地保全 制度に基づく指定や、 公園整備により、緑地を保 全・活用する。





- 〇 地域住民の健全な生活環境の確保に必要

 - 「イ<u>風致、景観が優れた緑地</u> ロ動植物の生息地、生育地となる緑地

今回の指定により、

173地区 約523.8ha (約1.4ha増)

■都市計画法第17条に基づく縦覧



【 決 定 】 中里三丁目特別緑地保全地区

縦	覧	期	間	自 令和3年10月15日 至 令和3年10月29日
意	見書	の拐	出	なし